

「大鹿村内発生土仮置き場における環境の調査及び影響検討の結果」に対する長野県からの助言と事業者の対応方針

長野県からの助言	事業者の対応方針
1 事業計画 (1) 候補地から計画地に至るまでの発生土仮置き場の選定の経緯について、環境の保全の見地からの検討の経過を含めて記載すること。	<p>候補地から計画地に至るまでの発生土仮置き場の選定の経緯について、「大鹿村内発生土仮置き場における環境保全について」において、以下のとおり記載しております。</p> <p>「発生土仮置き場の選定にあたっては、仮置き場の容量や非常口からの位置及び運搬経路の状況、法令等制約条件を踏まえて候補地を選定し、関係者との調整状況や環境の調査及び影響検討の結果を踏まえて、具体的な計画地としていく。なお、候補地F及びGについては、土地のかさ上げ等として恒久的に有効活用していただけるよう関係個所と協議を行っている。」</p>
(2) 計画地Bについては現況が農地であるため、土砂搬出後の原状回復の方法を具体的に記載すること。	<p>計画地Bの土砂搬出後の原状回復の方法について、第2章「2-3工事の概要」に以下のとおり追記しました。</p> <p>「・ 計画地Bについては、発生土搬出後に現況と同じく農地へ戻すため、①又は②の対応を行う。 ① 耕土内への発生土混入を防止するために、シートを敷設する。また、施工中のシート破断防止のため、シート上に砂を敷設する。 ② 予め耕土を集め、シート養生を行う。 ※採用する方法については地権者との協議の中で決めていく。」</p>
2 大気質、騒音、振動 (1) 建設機械の稼働による影響について、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による影響を合算した場合も、環境への影響は大きく変わらないことを説明すること。	<p>大気質については、建設機械の稼働による検討結果（寄与濃度が最大となる地点）に比較して、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による検討結果（寄与濃度が最大となる地点）が約1割程度と小さいことに加え、寄与濃度が最大となる地点も同一ではないため、環境への影響が大きく変わるものではないと考えます。</p> <p>騒音については、実際の作業ではヤード内で建設機械の稼働箇所と車両の運行箇所が重なることはないため、環境への影響が大きく変わるものではないと考えます。なお、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による影響は等価騒音レベルで検討しており、建設機械の稼働による影響と単純に合算することはできません。</p> <p>振動については、騒音と同様に実際の作業では建設機械の稼働箇所と車両の運行箇所が重なることはないことに加え、両者の影響検討結果の差がかなり大きいことから、環境への影響が大きく変わるものではないと考えます。</p>
(2) 影響検討の結果で寄与率が大きい地点についても、環境保全措置の確実な実施等により環境影響の低減が図られることを、丁寧に記載するよう努めること。	<p>第4章4-1「大気環境」の各項目のうち、寄与率や寄与分を記載できる項目は記載するとともに、評価にあたっては、基準又は目標との整合性の検討だけでなく、回避又は低減に係る評価において「排出対策型建設機械の採用」や「低騒音・低振動型建設機械の採用」などの環境保全措置を確実に実施することを記載しています。</p> <p>なお、工事説明会においても、上記の環境保全措置を確実に実施することを説明しています。</p>

<p>(3) 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による大気質に係る影響検討において、検討地点のバックグラウンド濃度として一般環境大気質の現地調査結果を用いているが、理由を明記するとともに、その妥当性を判断できるデータを示すこと。</p>	<p>バックグラウンド濃度として一般環境大気の現地調査結果を用いている理由は、騒音及び振動に係る影響検討に明記の理由と同様に一般車両の通行が少であることからです。その旨追記しました。 なお、参考として、11月2日の午前8時～17時の現地の車両運行台数を計測したところ、11台(両方向合計)でした。</p>
<p>3 水質、地下水 濁水や発生土に含まれる重金属等による影響を防止するための環境保全措置を具体的に示すこと。</p>	<p>検討地点より奥に民家はなく、現況一般車両の通行がほとんどないことから、交通量は少ないと判断しました。 なお、参考として、11月2日の午前8時～17時の現地の車両運行台数を計測したところ、11台(両方向合計)でした。</p>
<p>4 土地の安定性 (1) 盛土の計画を分かりやすくイメージできる断面図等を添付すること。</p> <p>(2) 河川区域との位置関係や河床との比高等が分かる資料を添付するとともに、洪水時における安全性について説明すること。</p>	<p>具体的な環境保全措置については、「大鹿村内発生土仮置き場における環境保全について」において、「工事排水の適切な処理」、「工事排水の監視」、「処理装置の点検整備」等の具体的な環境保全措置を示すとともに、「水質」、「地下水の水質」、「土壤汚染」に関するモニタリング計画を記載しております。</p> <p>第4章「4-3-2土地の安定性」の図4-3-2-4～4-3-2-6に断面図を添付しました。</p> <p>第2章「2-3工事の概要」の図2-2～2-4に河川区域及び河床を明記しました。 第4章「4-3-2土地の安定性」の図4-3-2-4～4-3-2-6に河川区域を明記しました。 第4章「4-3-2土地の安定性」に次の内容を追記しました。 「いずれの仮置き場も、護岸天端の標高と同等か高い位置に計画されており、洪水時においても安全であると考えられる。」</p>
<p>(3) 砂防指定地内に盛土するために講じる安全対策を具体的に示すこと。</p>	<p>具体的な安全対策の内容については、「大鹿村内発生土仮置き場における環境保全について」において、「発生土仮置き場の管理計画」として記載しております。その他、砂防指定地内行為許可申請書に示してまいります。</p>
<p>(4) 計画地Aの近傍で実施した地質調査におけるボーリング柱状図を添付すること。</p>	<p>資料編「4-1発生土仮置き場Aの設置における傾斜地の安定性の検討」に土質定数を設定するにあたり参考とした地質調査におけるボーリング柱状図を添付しました。</p>
<p>5 動物、植物、生態系 (1) 計画地の近傍に希少種の重要な発生箇所があるので、その改変を極力回避すること。</p>	<p>計画地の近傍にある希少種の重要な発生箇所については、その改変を極力回避します。具体的な内容は「大鹿村内発生土仮置き場における環境保全について（非公開版）」に記載しております。</p>
<p>(2) 発生土が仮置きされる期間を踏まえて、外来植物の侵入や樹林化に係る必要な対策を検討すること。</p>	<p>仮置きされる期間は1～2年であり、撤去不可能なほど樹林化することはないと考えています。また、仮置きする土は大鹿村内のトンネルから出る土のみであり、外来種が混じっていることは考えにくいでですが、運搬する車両については、タイヤの洗浄により、村外、ヤード外から他種を持ち込まない対策を講じます。</p>

(3) 調査期間は調査の精度を判断するために重要となるので、準備書作成時、追加調査時又は今回調査の区分が分かるように注釈等を追記するとともに、今回の影響検討に関する調査期間に限定して記載するよう努めること。	準備書作成時と追加調査時、今回調査の区分を画面にて示し、調査期間と整合させました。調査期間についても、今回の対象地域の調査期間のみを抽出しました。
(4) 飛翔頻度の高いハチクマの営巣の有無について、今後も調査を継続するとともに、営巣が確認された場合は適切な環境保全措置を講じること。	評価書以降も継続して調査を実施しているクマタカ、ノスリ、イヌワシを対象とした確認調査等の際に、ハチクマの確認にも努めています。しかし、これまで計画地近傍でハチクマの営巣に関わるデータは得られていません。今後も、これに関わるデータの収集に努め、計画地近傍で営巣が確認された場合は、適切な環境保全措置を講じます。
(5) 準備書に対する知事意見において指摘したミゾゴイ、キマダラルリツバメ、ハマズズについては、「文献調査でのみ確認された重要な種に対する検討結果」にまとめて記載するだけでなく、確認調査やモニタリングの結果を踏まえた今後の対応を併せて記載すること。	ミゾゴイ、キマダラルリツバメ、ハマズズについての今後の具体的な対応については、「大鹿村内発生土仮置き場における環境保全について（非公開版）」にて、記載しております。
(6) ミゾゴイについては、平成28年6月に環境省が公表した「ミゾゴイ保護の進め方」を踏まえて今後の調査等を実施すること。	ミゾゴイについての今後の具体的な対応については、「大鹿村内発生土仮置き場における環境保全について（非公開版）」にて、記載しております。 今後調査等を実施する場合には「ミゾゴイ保護の進め方」を踏まえて調査を実施します。
(7) 準備書に対する知事意見において指摘したツバグロイワギセルについて、検討結果を記載するとともに、モニタリングの結果を踏まえた今後の対応を記載すること。	ツバクロイワギセルについての今後の具体的な対応については、「大鹿村内発生土仮置き場における環境保全について（非公開版）」にて、記載しております。
6 景観 (1) 計画地Bについて、近隣の集落との位置関係が分かる大縮尺の地図を添付し、周辺の状況を踏まえた影響検討の結果の妥当性を確認できるようにすること。 (2) 景観に係る環境保全措置について、具体的な内容が分かるように記載すること。	資料編「7-1日常的な視点場からの景観のイメージ」に図7-1-3を追記しました。 具体的には「大鹿村内発生土仮置き場における環境保全について」の第3章「3-3-5景観、人と自然との触れ合いの活動の場」に記載しております。
7 人と自然との触れ合い活動の場 検討の基本的な手法について、今回の検討に用いた手法のみを記載すること。	第4章「4-5-2人と自然との触れ合いの活動の場」P4-5-2-6における、「b)利用性の変化の②」について、削除しました。